

近世初期大名の「御家」について：公儀と「御家」 観念の成立、竜造寺・鍋島佐賀藩を素材に

高野，信治
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183480>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 33, pp.1-41, 1988-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



近世初期大名の「御家」について

—公儀と「御家」観念の成立、

竜造寺・鍋島佐賀藩を素材に—

高野信治

目次

- はじめに
- 一 領主交代に関する諸説
- 二 「御家裁判」の委任
- 三 公儀と「御家」
 - (1) 鍋島氏と豊臣政権
 - (2) 豊臣政権と「御家」
 - (3) 徳川政権と「御家」
- 四 「御家」と「親類」
おわりに

はじめに

本稿は、近世的な「御家」観念の成立およびその性格について、戦国末から近世初期大名領国における政治過程に即して考察を試みるものである。ここでいう「御家」（あるいは「国家」とは、家に擬制化されることを基本とし、軍事的性格を持つ政治権力集団および武士の共同利害を保障する共同体としての帰属集団という二つの性格を併有する武士集団のことである。^①）そしてこの「御家」（「国家」）は、例えば山鹿素行が「君は時に至りて代ると云へども、臣は国家と生死をとものにすべし」という如く、すでに近世前期には主君個人とは別の非人格的存在として考えられるようになり、この「御家」（「国家」）の前には、主君個人も相対化されるという思想が生まれていた。つまり近世武士の奉公の対象は、主君（大名）というよりも「御家」を主体とするようになる。このような「御家」観念は近世武士団の存在形態と連関し合う。筆者はこれまで、近世家臣団の創出期から幕末期に至る編成形態の諸過程について検討を加えたが、^②本稿ではその家臣団の存在を規定づけた「御家」観念の、特にその成立の問題をめぐり考察するものである。なお、分析対象として、竜造寺氏より鍋島氏への家督継領主交代という歴史過程を経て成立した竜造寺・鍋島佐賀藩を取り上げる。家督継領主交代という特異な歴史過程に、近世的な「御家」観念の本質的な問題がいわば尖鋭的に現象していると考えるところである。^③

註

- （１）近世の「御家」概念については、①「通時的で階層序列的な軍事支配者集団」（朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制）へ『講座日本歴史』〔東京大学出版会・一九八五年〕五〇三七頁）、②「近世的武士の共同利害を保障するための国家が、主君と一つの家父長的人格によってその共同性が代表されるところの第二次的で擬制的なイエ共同体」（水林彪『近世

の法と国制研究序説」(五)『国家学会雑誌』九四卷九・十号、一九八一年・六九七頁、③「近世大名の『家』はその人的要素として大名の家族のみならず、非血縁的な家臣団を『家中』として内包し、」「主君の血統的連続性」がある「政治的支配機構」(秋本典夫「近世大名の『家』と家臣団」、『歴史教育』一〇卷一二号、一九六二年)等の諸規定がある。

(2) 「山鹿語類」(『山鹿素行全集』)四。

(3) 拙稿「近世家臣団の創出過程」(『九州史学』七六号、一九八三年)、「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」(『同上』八二号、一九八五年)、「佐賀藩家臣団の編成と構成」(藤野保編『九州近世史研究叢書』二卷『国書刊行会、一九八四年』所収)、「佐賀藩家臣団編成の諸段階」(『史淵』一二三輯、一九八六年)、「幕末期における佐賀藩家臣団の構造」(『九州文化史研究所紀要』三十一号、一九八六年)。

(4) なお、近世大名を「御家」の問題を基軸に分析した論考として、前掲「近世大名の『家』と家臣団」がある。研究史的に古くやや概説的であるが示唆的である。

一 領主交代に関する諸説

まず、具体的な考察にはいる前に、竜造寺領国における竜造寺氏から鍋島氏への家督交代、すなわち領主交代の時期をめぐりすでに江戸時代より混乱が生じていたことを明らかにしておこう。なお、人物・歴史事象にかかわる説明は二節以降の論述に譲ることを予め御諒解願いたい(付図「竜造寺氏・鍋島氏略系図」参照)。

慶長一二年七月、鍋島直茂は竜造寺政家宛の書状中、①「政家様殿下御奉公御成有ましき由、被仰上候節、既可相果御家ニ候つれとも、隆景公之罷出、いろいろ打頼申、御詫言申叶、ちふさをくハへられ候藤八郎を、家督申定候」、②「其後高麗御陣之中(中略)其節上意ニハ、藤八良事、家督ニハ被仰付ましく候」、③「いろいろ申分、終ニ不相易主人ニ取持」と記している。つまり、①天正一八年竜造寺政家が隠居を命じられた時、その家督が嫡男高房に譲られたこと、②朝鮮侵略戦争に際し秀吉より、高房から鍋島氏への家督譲渡が命じられたこと、③しかし結局、

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

現在（慶長一二年）に至るまで高房を「主人」すなわち家督としてゐること等が知られる。

これに対し、直茂の嫡男である鍋島勝茂死去（明暦三年）後に鍋島氏側近が草したと思われる「某覚書」^②では次のようにある。

一 政家（平川氏）日峯様（鍋島直茂）へ、

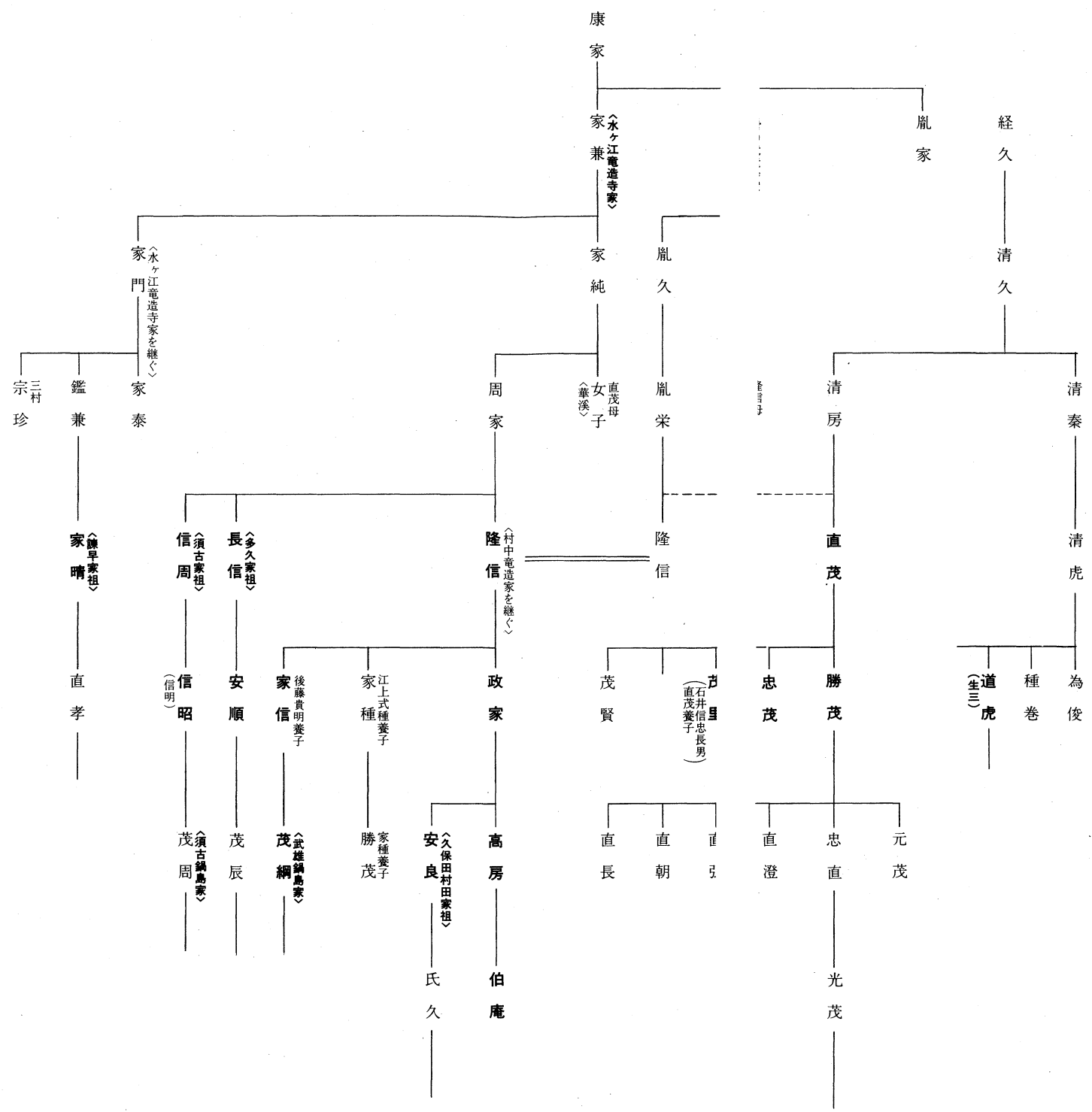
御代可被相渡と有之儀、高麗陣中ニ申来候、右者、権現様天下御預り時分之様ニ、泰盛院様（鍋島勝茂）

御物語被成候々と御覚被遊候、乍然、太閤御逝去時分、高麗帰朝ニ候へハ、右之首尾ハ、太閤御代之内ニ而可有之儀ニ候、御覚違ニ而も候哉、可相改由之事

ここでは、①竜造寺政家より鍋島直茂に家督が譲られたこと、②その時期は朝鮮侵略戦争中、つまり豊臣政権期であること、③勝茂が徳川政権期であるとするのは「御覚違」であることが主張される。高房による家督相続への言及はなく、また先の「鍋島直茂書状」の記述と比較すれば、結果的に竜造寺氏より鍋島氏への領主交代を早くみる見解が示されている。

一方、幕府編纂物である『寛永諸家系図伝』^③では、「天正十八年、龍造寺政家病氣によりて家督を直茂にゆつる」（鍋島直茂の項）とある。やはり高房への言及はなく、政家より直茂への相続が天正一八年になされたとする。先に掲げた鍋島氏側の史料よりも、さらに領主交代の時期が早くなっている。この傾向は同じく幕府編纂にかかる『寛政重修諸家譜』^④でも同様である。すなわち、「（天正）一八年三月病により直茂に家を譲り、二十九日隠栖の料として肥前国佐嘉郡のうち、五千二百石餘の地を扶助せしむるの旨、太閤より朱印を與へらる」（政家項）、「天正十八年政家病により致仕するにをよびて、其男高房幼稚たるにより直茂その家を相続し、肥前國の内をいて三十五萬七千餘石を領し佐嘉城に住す。しかれどもなを鍋島を稱し、豊臣太閤につかふ」（直茂項）、「（天正）十八年直茂が家を繼の時その養子となり、なを龍造寺を稱す」（高房項）とする。ここでは①天正一八年、政家が病氣により直茂に家督を譲ったこと、②しかし、直茂は竜造寺に改姓せず鍋島氏を名乗ったこと、③逆に高房も直茂の養子となったもの

(付図) 竜造寺氏・鍋島氏略系図 (太字は本論考に關係する人物)



の改姓しなかったこと等が述べられている。改姓問題について明記していることが『寛政重修諸家譜』の特徴である。

以上の如く、家督の相続・領主交代は領国経営・藩政成立過程のなかで極めて重要な問題であるにもかかわらず、すでに江戸時代当初より定説をみないのが実情であった。むしろその背景には竜造寺氏と鍋島氏および『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』等の編纂を公儀の立場で作成した幕府の、各々の政治的立場の相違があったと思われる。それ程、成立期佐賀藩における領主交代、つまり「家督」・「御家」の交代が複雑な政治性を帯びた歴史過程であったといえる。これについては、すでに三好不二雄氏、藤野保氏⁽⁵⁾による仕事がある。三好氏は従来の下剋上論に対し、竜造寺家の家督と支配権とが、別個の存在となりつつあり、領国の支配権を鍋島氏が掌握し、それが竜造寺家の家督とは離れたところに定着し成長していったとし、その実体を踏まえ、慶長一二年に鍋島氏が家督を相続したとする。藤野氏も家督（竜造寺氏）と支配権（鍋島氏）が分離しつつある現状に対し、公儀権力がこれに回答を与え鍋島佐賀藩が成立したとする。しかし、前近代、就中戦国・近世期の大名領国において、家督と支配権が分離したという説明が成り立つであろうか。支配の権力的正当性は、主君としての「家督」にこそあったと考えるべきではないだろうか。そして家督は、近世的「御家」觀念へと抽象化されると思われる。以下、「家督」ないし「御家」觀念の問題を基軸に、近世大名権力の成立過程を考察することしよう。

註

- (1) 「多久家文書」(『佐賀県史料集成』(以下『集成』と略称)一〇巻)「多久家書物」一号鍋島直茂書状、「勝茂公譜考補」(『鍋島家文庫』(鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託)所収、なお本稿にて利用する史料は、特に註記する場合を除き同文庫所収)三乾所収。(慶長一二年)七月二十六日付。なおこの書状については三節(3)項参照。
- (2) 「多久家文書」(『集成』一〇巻)七二三号某覚書。なお勝茂死去後と推定するのは、勝茂が「泰盛院」という法号で呼称されているからである。

近世初期大名の「御家」について

- (3) 斎木一馬他校訂『寛永諸家系図伝』第七(統群書類従完成会、一九八四年)二四六頁。
- (4) 高柳光寿他編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』第十三(統群書類従完成会、一九六五年)二八五―六頁。
- (5) 佐賀県史編さん委員会『佐賀県史』上巻(佐賀県、一九六八年)の「鍋島直茂」。
- (6) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八一年)本編第一章第一節「竜造寺・鍋島両氏と公儀権力」。

二 「御家裁判」の委任

天正八年、竜造寺隆信は家督を嫡子政家に譲り肥前国杵島郡須古に隠退した。⁽¹⁾ 隆信は明応年間に竜造寺宗家である村中竜造寺家から分れた水ヶ江竜造寺家の出身で、幼時に僧籍にはいるが天文一五年竜造寺家兼の死去に際し、還俗して水ヶ江竜造寺家を継ぎ、さらに同十七年、宗家胤栄の急死により、宗家の家督を継いでいた。⁽²⁾ 永祿一二年から元龜元年にかけ、大友氏を肥前から撤退させた隆信は、一〇年余の間に領国を急速に拡大し、隠退する天正八年には肥前・筑後・肥後半国・筑前九郡、豊前三郡を領有、「五守の太守」と呼ばれるに至っていた。天正八年、隆信は「着到帳」⁽³⁾を作成し自らの領国基盤を確認した上で、家督を政家に譲ったのであった。しかしその領国は、国人領主層の離反、被官化が繰り返される不安定な基盤の上に成立していた。⁽⁴⁾ この点について熟知していた隆信は、家督を譲った直後と思われる時期に次の書状を三男家信に送っている。家信はすでに天正五年、杵島地方の有力な国人領主後藤氏へ和議協定の条件として養子に入っていた。⁽⁵⁾

又申候⁽⁶⁾ 鍋島飛驒守事、卒度ハ我等存分之やうに候間、我等死去之後、彼者江相談候て可然候、兎角、鐘賢江⁽⁷⁾ 遣儀候ハハ草れうけよりも不可守候、正路覚悟専一候

我等死去之時、家内其外、此比のやう覺悟可有候、尤其方存命之間、何篇、鐘賢存意之外、意分不可有之事

四月廿日

隆信(花押)

家信
まいる申給へ⁽⁶⁾

隆信死後、政家をもり立て「家内」其外の覚悟を命じているが、むしろ重要なのはその方策として鍋島直茂への「相談」を指示していることである。隆信は自らの死去後、不安定さが予測される領国経営について直茂を想定した見通しを立てていたのである。隆信が佐賀宿老あるいは須古御側頭⁽⁷⁾の存在とは別に、特に直茂を「相談」者として指示したのはなぜであろうか。第一に隆信と直茂の間に擬制的血縁関係が存在したからであろう。すなわち、竜造寺周家に嫁して隆信をもうけた慶闇尼は、弘治二年鍋島清房に再嫁した。⁽⁸⁾大内軍を大宰府に敗走させた功績によるというが、ともかく隆信と直茂は義兄弟の關係となったわけである。第二に合戦時における直茂の戦略的能力であらう。直茂は、大友勢を肥前より撤退させ竜造寺氏を「五守の太守」へ飛躍させる契機となった元龜元年八月一九日の今山合戦⁽¹⁰⁾にてその力量が認められ、その後竜造寺勢の先陣を勤めるようになっていた。⁽¹¹⁾第三に筑後経営の実績であらう。肥前に接する筑後は、分国の中央部に位置し戦略・分国経営の重要な地点であるが、天正七年、隆信は直茂を筑後の酒見城に配置し国人領主の離反を防ぐべく、筑後経営に専念させていた。⁽¹²⁾いずれにしても、「鍋島直茂公、長国家、務軍事、出則為爪牙、入則為股肱⁽¹³⁾」と評される直茂に対し、隆信は「卒度」の信頼をおき、領国運営の一端を期待していたのである。

ところが、天正一二年、早くも隆信が予期していた「我等死去」が現実のものとなった。三月二四日、肥前島原での島津・有馬連合軍との合戦にて戦死したのである。⁽¹⁴⁾その一四日後の四月八日、政家は直茂に起請文を差し出した。⁽¹⁵⁾

天正二年四月八日
再拝々々敬白天罰起請文之事

一従最前家を被存候上者、於于今茂親子兄弟之様ニ何篇無腹藏可申承之旨

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

一 於虎口其方及難儀者、乍勿論見捨申間敷

一 其方我等間ニ、若誰人雖有讒言、互可糺実否事

一 我等依若輩、可請異見、無腹藏承候者、如何鉢ニ被仰候共、氣ニ懸申間敷之事

一 自然存寄儀候者、其方被仰候上ニも差返可請合申之事

右条々於令犯用者

草罰文

天正十二年卯月八日

信生（直茂）参

民部大輔
政 家血判

その内容は政家による直茂との関係強化を企図したもので、いわば隆信の「遺志」に沿うものであった。藤野氏はこの起請文について「動揺する竜造寺領国体制を維持するための高度な政治工作」と評価される。⁽¹⁶⁾しかし、その前提として隆信、すなわち前家督者の意向（「遺志」）を反影したものと捉える必要がある。

特にこの起請文で注目したいのは、第一条の「従前家を被存候」という文言である。「存」には、「有する」・「思う」・「知る」等の意味もあるが、元来、「亡」の対語であり「生きながらえる」という意味がある。⁽¹⁷⁾また『日葡辞書』では、「生存する」という意味で用いる場合、他の名詞との併用が原則であるとし、「Inochino zonzuru」という用例を示している。⁽¹⁸⁾「家を被存」という表現はこれにあたり、ここでの意味は直茂が「家」＝竜造寺家を生きながらえさせてきた、存続させてきたということで、運営してきたという意識が可能であろう。その実態は先述のように合戦における先陣、筑後での戦略・領国運営等を指していたのである。いずれにしても、竜造寺家家督である政家がこの起請文において「家」の論理で直茂との関係を保持・強化しようとしているのである。

もつとも、この「家」観念は竜造寺家臣団全ての帰属集団としての近世的「御家」観念というよりは、家政的・限定的性格が強いものであったろう。それ故この起請文の趣旨にもかかわらず隆信の次男家種が養子となった江上家の城原衆から、「直茂公世ヲ御伺⁽¹⁹⁾」という「悪説⁽²⁰⁾」がでたのも、また当然であった。竜造寺一門にすれば竜造寺家への干渉あるい奪取の兆しと受け止められたのであろう。このことは政家を困惑させた。彼は先の起請文を提出した二カ月余の後、再び書状を直茂に差し出し「其方事我等家を被相歎候」とした上で、「如睦甲冑共ニ信生可為下知次第、若相背人候者、一途可被申付⁽²¹⁾」と、平和・戦時ともに、直茂の下知次第であり、もし背くものがあれば、処罰は直茂の判断に任せると誓約しているのである。したがってこの時期、分国内の領主層による直茂宛起請文が増加するが、その内容は例えば次の如くであった。

再⁽²²⁾拜⁽²³⁾々々敬白天罰起請文之事

一 雖新不及申上之儀候、奉対 政家様、尽未来際、不奉存野心惡行之儀、如睦甲冑共ニ、夜白可抽御奉公候之事
一 於虎口、及一戦之時、未練之仁於有之者、則可被討果之由被 仰聞之趣、奉存其旨候、向様、身命之限可立御用候、自然、至緩仁者被成敗之砌、雖爲親子・兄弟差捨可申支、付、鍋嶋信生事、政家様可被御用立之由、地盤之儀候如睦甲冑差捨申間敷候、就中、於虎口、信生同前ニ一足も不退、可立御用候、万一信生差捨、未練之仁候者、至貴家ニ、御奉公之儀、永々可被赦候事
一 従何方も計策之儀於有之ハ、書状之紐を不解、口上と一言も^(不脱)残、速ニ可申上候、万一、世上如何躰雖令転変候、君従之道を忘申、毛頭聊、不届之儀仕間敷事、

於令右之條、違犯者、

草罰文

すなわち、「奉対 政家様（中略）御奉公」あるいは「至貴家ニ御奉公」を通じて「君従之道」を忘却しないという

近世初期大名の「御家」について

ものであった。「貴家」という表現に示されるように起請文提出者にとって、未だ竜造寺家は自らの絶対的な帰属集団ではない。また、提出者と直茂とが「君従」の関係にあるのではなく、政治家・「家」への奉公を前提とし、「於虎口、信生同前二一足も不退」という文言に示されるように、むしろ対等というべき関係であったといえる。もとより、家政的・限定的な「家」観念を通じた「君従之道」は、分国内の領主層にとって確定的・絶対的なものではなく、隆信の死後、とくに島津勢の北進のためその離反が進行していた²⁴。

かかる状況のなかで、天正一四年四月「御家裁判」の問題が生じてきた。これについては政治家と竜造寺一門・重臣および直茂の間で各々起請文を取り交わされているが、三者の立場は微妙に相違している²⁵。

第一に、直茂は「御家裁判」の委任を当初断っている。「飛驒守御家裁判之儀、可相迦之由、雖遂御託言候、為各中連々為申聞召置條条」（竜造寺一門・重臣より政治家宛起請文）、「御家裁判之儀雖被申付候、更根氣相盡候条、難罷成之由遂御託言候処、右之趣不可相背由、為各蒙仰候条、先以任御助言之旨候」（直茂より竜造寺一門・重臣宛起請文）という文言が、それを示している。

第二に、これらの文言は、以前から直茂が一門・重臣とともに構成する「御家裁判」のメンバーであったこと、そのメンバーの辞退願いを一門・重臣が慰留しているとも読み取れる。ここでの「家」観念は、家政的・限定的なものではなく、「後世的な言葉で要約表現すればお家のきりもり、藩の支配ということになろう」²⁶あるいは「御家裁判」とは竜造寺領国の統治に外ならず²⁷、というものであろう。そして、その性格は直茂と一門・重臣との合議制的なものであったとみられる。

第三に、だからこそ「自然対政治家、飛驒守逆意有之由、於被聞召付者、彼連判衆中ニ可被為仰聞候、相糺邪正、於成事実者、可討果申候」（一門・重臣より政治家宛起請文）と、一門・重臣は直茂に対し相対的な姿勢を保持しているのであり、一方直茂も「存寄候処、無用捨可申上候、勿論非道之儀、心ニ覚取沙汰仕間敷候間、被聞召付儀候ハ、則

可被仰聞候、其時相背申間敷候」(直茂より一門・重臣起請文)と、竜造寺一門・重臣との「存寄」(意見)の相互交換とその重視を確認しているのである。

第四に、政家と一門・重臣との立場の相違である。一門・重臣は「譬雖誰人如何躰之子細申上儀有之、各中二不被申聞、為政家御一存、不可有其沙汰候、若於彼条相違之儀者、各中対政家可相離申事」(一門・重臣より政家宛起請文)と、政家による「御一存」(独断)を否定し、それに相違すれば、政家との関係義絶までほめかしている。一方、政家は「家裁判之儀、鍋島飛驒守ニ申付候条、縦政家気色ニ不相似合之儀雖有之、各ニ無談合、政家為自分、到飛驒守、身体不可有相違之事」(政家より一門・重臣宛起請文)と、一門・重臣には談合なく一方的に直茂に従うと主張しているのである。したがって、「四月十三日付の一門・重臣に提出した政家の起請文は、直茂に対する『御家裁判』委任の政家の意志決定を示す」⁽²⁸⁾という見解には肯首し難い。むしろ直茂への「御家裁判」委任問題をめぐり、政家と竜造寺一門・重臣との関係が対立していたことは、留意されねばならない。

以上のように、「御家裁判」の委任問題はそれまでの家政的・限定的な「家」觀念が、領国経営ないし家臣団の觀念として変化しつつあることを示している。しかし、「御家裁判」の委任とは専權的な領国統治權の委任ではなく、一方で竜造寺家の家督者である政家と竜造寺一門・重臣との対立關係を内在させるものであった。それは、家督と支配の分離⁽²⁹⁾ではなく、両者が不可分であり、むしろ支配が家督すなわち「家」の論理に規定されていることを改めて物語っているのである。

註

(1) 「藤竜家譜」三。なお天正九年説もある(「隆信公御年譜」坤)。

(2) 「藤竜家譜」・「隆信公御年譜」。

(3) 現在「五箇国配分帳―天正八年肥筑豊太守竜造寺隆信公・同御長男政家公一家并御家中幕下之衆知行附写―」、「五

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

ヶ国御領地之節配分帳―隆信公幕下着到―」および「天正八年肥筑豊太守竜造寺山城守藤原隆信公御一家并御家中旗下之侍付写」(『肥陽旧章録』所収)の三種類がある。なおこれらの着到帳(分限帳)をめぐっては、その史料性格より起筆した藤野氏の詳細な分析がある(前掲『佐賀藩の統合研究』一三八―一七一頁)。

(4) 北島万次「天正期における領主的結果の動向と大名権力―肥前・筑後の場合―」(『歴史学研究』四〇〇号、一九七三年)、藤野保「竜造寺領国の形成と国人領主の動向」(『九州文化史研究所紀要』二二号、一九七七年)、加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」(『同上』二六号、一九八一年)。

(5) 石井良一「中世末期・近世初期における後藤家歴代」(『武雄市史』下巻所収)。

(6) 「武雄鍋島家文書」(『集成』六卷)二二号竜造寺隆信書状。

(7) 竜造寺信周・同家就・小川信俊・納富家理・土肥信家。

(8) 竜造寺信門・同家俊・同信明・勝屋勝一軒・高木太栄斎。

(9) 「直茂公譜」第一、「直茂公譜考補」一乾。

(10) 「直茂公譜」第一、「九州治乱期」卷之一九・二四八―二五五頁。

(11) 「九州治乱期」卷之二〇・二七三頁、卷之三・三一〇頁、卷之二五・三三五―三三六頁等参照。

(12) 前掲『佐賀藩の総合研究』二〇六―二〇九頁。

(13) 「茂里譜」天正七年条。

(14) 「藤竜家譜」四、「隆信公御年譜」坤、「直茂公譜」第四、「直茂公譜考補」四。

(15) 「直茂公譜」第五、「直茂公譜考補」五乾。

(16) 前掲『佐賀藩の総合研究』二一〇頁。

(17) 中田祝夫編監修『古語大辞典』(小学館、一九八三年)の「存ず」の項。

(18) 土井忠生他編訳『日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)のZoniの項。

(19) 「(21)」「直茂公譜考補」五乾。

(22) 「直茂公譜考補」五乾、前掲『佐賀藩の総合研究』二一一―二二三頁。

(23) 「五番御掛硯誓詞書写」一(『集成』二四卷五三三号堀江覚仙等十四名連署起請文前書案。天正一二年七月吉日付。発

信人は堀江寛仙・堀江形部少輔家益等一四名、鍋島^(直茂)信生宛。

(24) 「直茂公譜考補」五乾、前掲『佐賀藩の総合研究』二二一～二二三頁。

(25) 「藤竜家譜」四、

(26) 『佐賀県史』上巻、六五五頁。

(27) 前掲『佐賀藩の総合研究』二二六頁。

(28) 『同右』二二五頁。

(29) 『同右』二二六頁。

三 公儀と「御家」

(1) 鍋島氏と豊臣政権

豊臣秀吉は天正一五年の島津遠征後、九州諸大名に対する知行割を実施した。これにより、竜造寺政家は肥前のうち佐賀・神埼・三根・小城・杵島・藤津・松浦(一部)の七郡を安堵され⁽¹⁾、また一門の竜造寺家晴(筑後柳河)に、西郷氏の旧領・諫早が与えられた⁽²⁾。一方、直茂に対しても肥前のうち、養父郡半分と高来郡神代⁽³⁾が新恩として宛行われた⁽³⁾。ここで重要なことは、第一に政家が豊臣政権により竜造寺領国の当主(近世大名)として認められたこと、第二に直茂が豊臣政権より直接新恩給知の朱印状を与えられたことである。第二の点については付言しておく必要がある⁽⁴⁾。

直茂はすでに天正九年頃より秀吉と接触を有している⁽⁴⁾。これは隆信隠居の翌年であると同時に、織田信長が本能寺で暗殺される前年にあたる。隆信隠居後の竜造寺領国のなかで、直茂が独自に中央権力への接近を図ったものと考えられ、しかも織田政権に占める秀吉の地位を認識したものであった。信長・隆信の相次ぐ死去により、直茂は

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

秀吉との関係をさらに強化していったと考えられる。天正一五年四月、秀吉は島津攻めに際し、吉川広家等八名へ所定の指示を与えた後、「委細之儀、鍋島飛騨守^(直茂)ニ被仰含、使者兩人相副被遣候間具可申渡也⁽⁵⁾」と申含めている。直茂は秀吉より島津攻めの指令を奉ずるという役割を担っていたのである。直茂が天正一五年六月、豊臣政権より新恩給知の朱印状を与えられたのは、以上のような秀吉との直接的関係があつたからと推測することができよう。これをもって、直茂が近世大名として取り立てられたとするのは早急な結論とも思われるが、しかし例えば同年天正一五年秋、肥後国一揆が勃発した際、直茂は秀吉より「^(政家)竜造寺并其方事、諸式無如在様令覚悟、忠節専用思召候也⁽⁶⁾」と、政家と対等な関係にて忠節を求められ、また翌一六年四月には長崎代官⁽⁷⁾、八月には肥前草野氏旧領の代官に単独で任じられている。豊臣政権は直茂に対し独立した大名として対応していたと評価することも可能であろう。

このように直茂と豊臣政権との関係が強化されるなかで、竜造寺家の当主・政家は同年（天正一六年）七月六日に従五位下⁽⁹⁾、同月二八日には従四位下⁽¹⁰⁾に叙せられ、近世大名としての条件を整えつつあつた。その政家は、一月に次のような判物を直茂に与えた⁽¹¹⁾。

（天正一六年十一月二八日）

長法師丸（竜造寺高房）、就養子契約之儀、忤名字竜造寺之事、到飛騨守令附与訖、然者於伊勢松丸も、相続之儀可為肝要之状、如件、

政家は嫡男高房（当時三才）を直茂の養子とするとともに竜造寺姓を与え、その代償として直茂の嫡男勝茂の相続は保障するといふのである。政家の企図したものが竜造寺家の存続であつたことは明らかである。しかし当時二才の政家はなぜこの時期に養子・苗字に関する意志を直茂に伝えたのであろうか。その点の理由については政家が病身のため公儀奉公が成り難く、慶闇尼（隆信生母・直茂義母）の主唱によりこのような措置がとられたとも、政家の二人の男子が早世し、また高房も病弱であつたためともいふ⁽¹²⁾。しかしこの養子・苗字問題の背景には先述した政

家と竜造寺一門・重臣との対立関係が介在していたと思われる。すなわち、直茂へ全幅の信頼と期待を寄せる政治家と、直茂を相対的・客体的に位置づける一門・重臣との対立である。政治家は直茂に竜造寺姓を与えることにより「御家」に組み入れ、自らの直接的基盤に据えようとした。ところが、一門・重臣はむしろこれに慎重であったと思われる。後世の編纂物である「藤竜家譜」・「直茂公譜」等は、一門・重臣の賛同の上に、高房の直茂への養子と竜造寺姓付与が決定したように記しているが、これらの編纂物は鍋島時代に作成されたことを念頭におく必要がある。結局直茂は竜造寺姓について「御遠慮」⁽¹³⁾したがその第一の理由は、この竜造寺一門・重臣の反発を憂慮したためであったと思われる。

直茂が改姓問題を拒否した第二の理由は、直茂と豊臣政権との関係に求められよう。直茂自身、これまで鍋島氏（家）として、秀吉と直接的な関係（これを主従関係と呼称するかは別として）を結んでおり、天正一五年には秀吉より単独で領地朱印状を与えられていた。この時期、有力な領主（家臣）層にとって秀吉より認知された近世大名の粹を越え、直接、上級権力（中央政権）と結びつく政治的・権力的欲求を想定することが可能ではないだろうか。中央政権が成立した直後にあたる天正期後半は、このような近世大名（「御家」）への包摂化と中央政権（「公儀」）への直接的な集中化という、近世的政治動向をめぐる二つの運動形態が並存した時期と捉えることができる。「御家」と「公儀」という新たな近世的秩序が形成されるなかで、鍋島直茂が竜造寺姓への苗字変更を拒絶し、むしろ翌天正一七年一月、従五位下加賀守⁽¹⁴⁾に任じられ、近世大名としてのひとつの条件を獲得したのは以上のような背景があったのである。

近世初期大名の「御家」について

(2) 豊臣政権と「御家」

政家は天正一六年一月二八日付の養子・改姓の件にかかわる判物をもって、直茂へ国政を一任しようとしたが、直茂はこれを拒否したという。⁽¹⁵⁾それは直茂に、秀吉による独立大名取り立ての「二心・野心」があったからであろう。竜造寺姓の拒絶も同様である。天正一七年一月、従五位下・加賀守に任じられたのはその布石であったと思われる。しかし、政家は直茂への国政委任について、小早川隆景を通じて幹旋を依頼、隆景から秀吉へ上申されたといわれる。⁽¹⁶⁾

天正一八年一月の竜造寺高房（藤八郎）宛朱印状⁽¹⁷⁾にて、秀吉は公儀権力としての意志を明らかにした。直茂は、後藤家信（武雄、隆信の三男）、竜造寺長信（多久、隆信の弟）、同信周（須古、隆信・長信の弟）、竜造寺家晴（諫早）等の竜造寺一門や神代家良、さらに直茂の嫡男であるものの江上家（隆信の次男家種が相続）の養子となっている勝茂とともに、豊臣政権により竜造寺高房を家督・当主とする竜造寺体制のなかに改めて位置づけられたのである。⁽¹⁸⁾天正一五年の豊臣秀吉朱印状は、政家・竜造寺家晴そして直茂へ各々単独に与えられた。諫早・神代等新領域も含め竜造寺領国は、いわば三人に分有される形態をとっていたわけだが、ここに至って竜造寺家当主に一括宛行がなされたのである。なお、政家は隠居扱いになっている。政家とは対立的立場にあった一門・重臣によって病弱を理由に隠退を強いられたというのが実状であろう。⁽²⁰⁾時に二四才であった。

一方、直茂の独立化への「二心・野心」も、もはや断たれた。これ以後、近世大名（「御家」）＝竜造寺体制の枠を越え、その家臣が公儀権力との直接的関係（主従関係）を結ぶことはできなくなった。天正二〇年、杵島郡佐留志の領主前田家定が、秀吉と直接内通したとの理由で誅伐されたことは、それを物語っていると見えよう。比喩的にいえば「御家」と公儀との接触は、比較的矛軟でそれまで緩やかであった「御家」の枠を、より強固なものにしたの

である。高房宛の朱印状が与えられた二ヶ月後の天正一八年三月、後藤氏・諫早氏等に秀吉より直接与えられた領知目録に、「藤八郎致随逐、軍役等相勤者也」と竜造寺高房に従って軍役を勤むべきことが記されているのは、高房との主従関係を前提としていたというよりも、「御家」すなわち近世大名の家臣団（「家中」）としての軍役負担原則を示すものであったといえよう。

このことは、天正二〇年の朝鮮侵略戦争に際し、その軍役が高房にではなく直茂に命じられたことと関連する。直茂への軍役賦課については、「天正一八年段階における竜造寺系与力大名の『藤八郎致随逐、軍役等可相勤』き方式は否定され、かつての竜造寺家臣団とともに、鍋島氏の軍役体系のなかに包摂された」との評価がある。この指摘は重要であるが、当主の存在にもかかわらず僅か二年の間に軍役負担原則が変化したのか、また「鍋島氏の軍役体系」という時、その内実はどのようなものであったのか、これらの点を明らかにする必要があるように思われる。

第一に軍役が直茂に命じられた理由である。これは、軍役ないし竜造寺領国に対する豊臣政権の認識の問題にかかわっている。豊臣政権よりすれば確実な軍役負担能力を各大名（領）に求めていた。ところが政家は病弱を理由にすでに隠退しており、当主高房は未だ五才の幼年である。ところが直茂は隆信時代より竜造寺勢の先陣を勤め、直茂の戦略ないし組織統制力は、「太閤様仰に『竜造寺隆信といひし者は名将とおもわけ候。子細は、鍋島飛騨守に国家を打任せ候は、能人を見知たる也。今飛騨守を見ておもひ知られ候』と被申候よし」という「葉隠」の文言を用するまでもなく、秀吉により認知されていたと思われる。しかも、直茂はすでに従五位下・加賀守に任じられ、いわば大名としての「資格」を有していた。公儀権力は直茂の竜造寺体制の中におけるその統制力に期待していたのである。「藤八郎致随逐、軍役等可相勤」とは、先述の如く高房との個人的な主従関係を前提としたというよりも、「御家」（近世大名）を通じた軍役奉仕の原則を示したものと考えれば、「御家」権力の被委任者ないし執政者として

近世初期大名の「御家」について

しての直茂に軍役遂行が命じられたと理解すべきであろう。天正二〇年一月二八日、直茂が出兵に際し記した願文はそのことを示している。

(天正二〇年二月二八日)

敬白願書之事

仰今度應日本 関白殿下秀吉公之命、縦雖相動於朝鮮国大明国、我朝神慮未盡者、我 豊臣朝臣高房九族家中上下、或臨戰場、或赴行路、則武運弥長、勇健益堅、仰擁護、叶祈誠、致歸帰朝者、到肥前国鎮守千栗八幡大菩薩、河上大明神、与賀大明神、本庄大明神、龍造寺八幡大菩薩、其外大小之神祇等、可隨所補其破、依機仰其威、並国中之萬民信心之旨可效之於風俗者也、仍願望如件、

豊臣朝臣鍋嶋加賀守

天正二十年十一月廿八日

直茂(花押)

鍋島家臣団ではなくあくまで「豊臣朝臣高房九族家中上下」つまり、竜造寺高房の「家中」の代表者として、直茂は願文を記しているのである。

第二に、「鍋島氏の軍役体系」という内実である。右の願文より理解すれば、このような認識自体が適切ではないといえよう。またそれを認めるにしても鍋島氏が独自に編成した「与」に限定して考えるべきであろう。この「与」の統轄者(「与頭」)には、「大身ノ侍ヲモ兩人ノ備内ニ被仰付ノ間、無遠慮差引可任²⁸」という強力な権限が鍋島氏より与えられていたからである。しかし、それ以外の竜造寺一門・家臣層は戦地・朝鮮半島においても独自に行動し、その軍役負担能力は「与」編成のそれに比較すれば低かった²⁹。統一的な「鍋島氏の軍役体系」とは言い難いのである。

以上のような検討よりすれば、「藤八郎致随遂、軍役等可相勤」という原則の上に、直茂が統帥権を代行したとい

えよう。統帥権を代行し得る理由は、当主であるものの幼年である高房、ましてや直茂との個人的な主従関係にではなく、竜造寺家すなわち、「御家」の觀念が成立していたからということができよう。むしろ家督によって抽象化される「御家」觀念の、上からの創出によって、直茂を統帥権の代行者とする家臣団の編成が可能となったというのが正当な捉え方であろう。文禄二年、田尻家の家督相続をめぐり、直茂が指示与えた書状に「家來之衆一人も不分散様、御裁判候而、向後、無別儀、藤八郎一篇之御覺悟（圈点引用者）專要候」とある。これは直茂による家臣団統制が、竜造寺家当主・高房を通じた「御家」への奉公を前提とすることにより可能であったことを示しているのである。

ところで、從五位下に任じられることが大名取り立ての必要条件であるとすれば、直茂の嫡男勝茂に文禄四年二月、從五位下・信濃守の官位が与えられたことは重要な意味を有する。すなわち、天正一六年一月、直茂への高房養子と竜造寺姓付与の申し出が政家よりなされた時、勝茂については「伊勢松丸も相続之儀可為肝要」と、その相続が保障され、竜造寺隆信二男の家種が相続していた江上家の養子とされていた。天正一八年一月、政家に与えられた領知朱印状のなかで、「竜造寺伊勢松」と、勝茂が竜造寺姓なのはそのためであろう。ところが、文禄二年勝茂の養父家種が朝鮮在陣中に戦死した⁽³²⁾。これを契機に勝茂は鍋島家へ戻ったと思われ、文禄三年朝鮮より帰国した直茂は、勝茂を伴って上洛、翌四年二月、勝茂は先の官位に任じられたのである。しかもこの時、秀吉の養女戸田勝豊の女と縁組している。これには直茂の朝鮮在陣への褒賞としての意味があると思われるが、ともかく公儀権力が養子高房の存在にもかかわらず、勝茂をいわば大名世嗣として処遇したことを示している。⁽³³⁾ 秀吉は幼年の竜造寺家当主高房よりも、織田信長・竜造寺隆信時代の天正中期より關係を有した鍋島直茂およびその嫡男勝茂を、実質的な大名として認知したといえよう。秀吉にとって自らに忠誠を尽くし、しかも軍役遂行能力を備えた者こそ、大名たる資格を有するものであったのである。

近世初期大名の「御家」について

しかし、実態はどうであれ、領国内において竜造寺家の当主は高房であり、鍋島氏はその高房を奉じたいわば執政権力にすぎない。文禄五年、鍋島勝茂宛に出された竜造寺一門・重臣の起請文およびそれに対して直茂・勝茂より一門・重臣へ提出された書状を通じ、当主高房、鍋島直茂・勝茂および竜造寺一門・重臣等、三者の關係について検討しておこう。以下に一連の史料を掲げる。

(文禄五年六月二一日)

起請文前書之事

一 藤八様・加賀守殿御事(高房)と新不及申上、對鍋島信濃守殿(勝茂)、爲彼連判衆中、於向後、無二心野心、身命之限、可罷立御用之事

一 彼連判衆中家來之者共、或と口事篇有者、喧嘩口論出來之節、御濟様、又者知行以下之御改、又と所替より自然被仰付、縱不足之儀雖有之、以加賀守殿御芳恩、身上于今相續候事、其節無忘却、吉凶可相隨鍋島信濃守殿御下知候、然上ハ、當末不粹其遺恨、弥遂御入魂、可致御奉公事

一 從他家之衆、自然深重入魂、或と計策等之儀雖有之、聊無用心、書状ハ不解紐、口上と不相殘一言も、可申出候、勿論、爲我より身上之欲、他邦之衆不可申談候事

一 至加賀守殿・信濃守殿、令隱密、或ハ縁重有之契約又と神文等、何方ニも不可申談候事

一 彼連判衆中、如此、覚悟相定候上ハ、於國元、無御氣遣、至 大閣様・御拾様(秀頼)、被入御性、可被遂御奉公事、尤存知候、万一就京都御用、人数等可入儀於有之ハ、御左右次第、無延引、何も罷登、身命之限、可立御用候事

付り、自然留守番等之儀、雖被仰付、不能私之取分、可相任御下知候事³⁴

(文禄五年六月二五日条)

猶々、御両所此節御心副、信濃守へ近々可申含候間、直御禮可申上候、右趣者、悉皆藤八殿御為と存、一入満足仕儀候、已上、

今度、以 御神文、至信濃守、蒙仰候儀、老後之案堵、無此上候、明日如何躰ニ罷成候共、奥頼敷存、可相果候間、某満足御察之外候、御面上より御禮、何と哉覽不得申候条、一書申展候、猶兩人可為演説候、恐惶謹言³⁵

(文禄五年後七月一日)

態令啓上候、仍、今度、被對御家、至某被顯御心底、御神文被懸御意、具拜見仕候、忝次第、帛面難盡候、誠若輩之儀候条、每事可預御指南事、所仰候、先以、此等之儀、為可申述持助左差渡候、隨而、喜清次殿御事、度々如申入候、別而得御意事候間、弥先様申談、御奉公可仕覚悟候条、可御心安候、委細口上相含候、恐惶謹言³⁶

これらの起請文・書状より次のことが確認される。第一に「悉皆藤八郎殿御為」、「今度、被對御家、至某被顯御心底」、また「藤八郎・加賀守殿御事と新不及申上」と、高房ないし「御家」への奉公が三者の立場に共通することである。この点、藤野氏は高房は儀札的に扱われているにすぎないと指摘される³⁷。しかし、前近代社会において儀札・形式は本質が具象化された現象形態と考えられる。鍋島氏と竜造寺一門・重臣は高房・「御家」への奉公を前提に存在しているのである(竜造寺家臣)。

第二に、一門・重臣層が「以加賀守殿御芳恩、身上于今相統」と、直茂のこれまでの領国運営にかかわる実績を評価、謝意を表していることである。

第三に、以上の要件、つまり高房・「御家」への奉公と直茂の芳恩への謝意を前提に、一門・重臣は鍋島氏に対し、「身命之限、可罷立御用」、「吉凶可相隨鍋島信濃守殿御下知」と誓い、さらに「他家」との関係の拒絶を約している。

第四に、これらの誓約の履行を条件に国元に氣遣いなく豊臣秀吉・秀頼へ奉公するよう、鍋島氏に進言している。

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

第五に、かかる、勝茂に対する竜造寺一門・重臣による起請の内容に、直茂は「老後之案堵、無此上」、また勝茂も「忝次第、昏面難盡」と感謝しているのである。一度は養子として江上家へ出た勝茂が鍋島家嫡男として認知されたことを、ひとまず直茂・勝茂父子は喜んでいるのである。

総じていえば公儀権力の思惑にもかかわらず、竜造寺一門・重臣は、勝茂を直茂の嫡男とは認めても鍋島氏を当主すなわち君主権力として承認したのではなく、むしろ、公儀権力への遺漏なき奉公を鍋島氏に申し入れているのである。ここには、竜造寺一門・重臣による公儀権力への認識が端的に示されているものの、しかし、一方では高房・「御家」の存在は、鍋島氏にとっても竜造寺一門・重臣にとっても重かったのである。

なお、慶長二年の第二次朝鮮侵略戦争においては、鍋島直茂とともに勝茂も出兵を命じられ、父子で単独に四番隊を編成した。³⁹ 慶長三年の秀吉死去に伴う帰国後、直茂・勝茂は政情不安のなかで京都に在陣、⁴⁰ 国元の側近家臣（鍋島茂里・同生三）に、鉄砲・弓等諸武具の指上を命じている。⁴¹ このように、公儀軍役・対外交渉については、先の竜造寺一門・重臣の起請文にある如く鍋島氏が担当している。

(3) 徳川政権と「御家」

慶長五年八月、いわゆる関ヶ原の戦いにおいて鍋島勝茂は伏見城・安濃津城（伊勢）攻撃に参加、西軍に加担した。⁴² しかし、伊勢在陣中、西軍敗退の報に接した勝茂は、井伊直政・黒田長政らを通じて徳川家康に謝罪、本領が安堵された。⁴³ これにあたり、鍋島氏は生国が肥前国小城郡晴氣で、徳川氏との結びつきが強かった円光寺元佑に同氏との交渉を依頼したといわれる。⁴⁴ 翌慶長六年、直茂・勝茂は江戸へ参府、直茂の妻を忠節の証しに人質とすることを申し出たが、家康は、当時、小川氏の家督を継いでいた直茂二男半介を鍋島姓に戻し、徳川秀忠の近習に命じた。

この時、秀忠の「忠」が半介に与えられ忠茂と改名、諸大夫・和泉守に任じられ、矢作五、〇〇〇石が下賜されている。⁽¹⁵⁾これに際し直茂は忠茂に「覚」⁽¹⁶⁾一三条を与え、徳川氏への忠勤を説いている。そのなかで「藤八ハ向後主人と頼ミ、相難くべき事」(四条)とする一方、「信州を親と頼ミ」(五条)、「何事も千惣・納千兵可伺異見候、但、御家・信州可為相違心持候ハハ、同心有間敷事」(九条)と、「御家」・勝茂への忠節を求めている。竜造寺氏からの委任ではなく、鍋島氏自ら「御家」存続の意志と責務がここに示されているといえよう。

このように、関ヶ原の戦による領国存亡にかかわる危機的状況は、むしろ鍋島氏による徳川氏への接近・臣従化を促進、両者の関係を強固なものとし、徳川氏も鍋島氏を領国の当主すなわち大名として事実上認知、また鍋島氏による「御家」存続・運営の意志が客体化されたのである。一方、竜造寺一門・家臣もそのことを承認せざるを得なかったであろう。慶長六年の六月より九月にかけ、竜造寺安順(多久)、同信昭(須古)、同家晴(諫早)、後藤茂綱(武雄)等の竜造寺一門(いわゆる竜造寺四家)が、勝茂へ起請文を相次いで提出したことは、それを物語っていた。⁽¹⁷⁾

そこで問題となるのは、竜造寺家の家督である高房の存在であった。これについて、直茂は円光寺元佑を通じ解決を図ろうとしたと思われる。⁽¹⁸⁾その結果高房に対し、家康は諸大夫・駿河守の官位を与え、江戸詰・秀忠近習の上位を示し、家康が事実上の大名と認知する鍋島氏と竜造寺領国の家督者竜造寺氏の並存による矛盾を解消しようとした。しかし、領国においてこの措置は鍋島氏を微妙な立場に置くことになり、高房江戸詰の経緯について、直茂は起請文⁽²⁰⁾を記さねばならなかった。

起請文前書之事

一今度藤八郎殿家連続之儀、学校・東紀州を以 將軍様々申上候處ニ、於其儀者、御面ニ可被 仰聞様子候間、加賀守急度可罷上候通、被成 御談候条、罷登候処ニ、直ニ被 仰聞候ハ、藤八郎江戸詰させ申候へ、家之々

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

め、藤八郎爲、国之爲候間、可然被思召上と被成 上意候、勿論、彼条初而承り、何とも迷惑仕候て、藤八郎殿に内證相うつね申候得者、御談之上者、從 伏見直二も、江戸可有御下之由七左衛門、惣兵衛を以承候、其通御請申上候、然處ニ、自然御寄合衆様も、又他方も、加賀守親子、若哉、学校・東紀・其外誰人をも相頼候て、藤八郎殿在江戸させ申候なと、御疑心も候はんと存、誓紙如此候、此条兼而努二も不存寄候間、舌端二も不申遣候、此上うさかいの衆候ハ、天道次第候事

一 藤八郎殿、以上意、江戸御堪忍候上ハ、世上転変候共、我等親子として、藤八郎殿指拾申ましく候迄

一 藤八郎殿在江戸、疎略を不存、御爲能様ニ、成々と之儀相つ、け可申候事

直茂が円光寺元信等をもつて家康に「藤八郎家連続」について申請したこと、これに対し家康は直接直茂に面談し、「家之さめ、藤八郎爲、国之爲」に高房の江戸詰を命じたこと、この高房江戸詰の措置が鍋島父子（直茂・勝茂）の策略であるとの「御疑心」を拂払するため誓詞を記すことを説明し、今後高房を見捨てないとしている。鍋島氏は高房江戸詰があくまでも「上意」であることを強調し、竜造寺一門・重臣の疑心を払おうとしているのである。

これに対し、高房もこの時一七才であり、「藤八殿成人候て事二より御一雅意之儀共存之」といわれるように、家督・江戸詰問題をめぐり、鍋島氏を意識し始めていたと思われる。

しかし、鍋島氏は慶長七年の大坂普請、八年名古屋城普請、九年江戸城普請、一〇年大坂城土引、一〇一一年江戸城普請と公儀諸普請を遂行し、また徳川氏に対し江戸・上方その他への参勤交代も、慶長五年より連年行っている。⁽³⁷⁾ 慶長一〇年五月、勝茂は家康の養女岡部長盛の女と再婚、⁽³⁸⁾ 徳川氏との関係が強化された。もはや、高房の意志にかかわらず鍋島氏の地位は徳川氏との関係において不動のものであった。一方、竜造寺一門・重臣との関係は、慶長一一年正月に提出された起請文⁽³⁹⁾を通じて窺うことができる。

（慶長一一年一月七日）

再拝〃〃敬白天爵起請文前書之支

一新雖不及申上候、加州様数度之御芳恩、不浅奉存候条、於 信州様、尽未来際、身命之限、吉凶共無二心、御用ニ可罷立事

一万一 信州様御分別相違、御一雅意之儀雖有之、各申合、愚意趣可申上候、縦一往御分別候共、重而可遂御談合候、自然無御承引候共氣ニ懸不申、弥御奉公緩疎を存間敷候支

一從彼連判之内、自然御爲ニ不成儀於有之者、各申談、無邪儀表裏、異見を申、其上ニ而も於無合点者、有躰ニ申上、差離可申候支

一自然御家之政邪ニ被仰付儀も可在之時、御爲を相歎、如何可有御座旨申上、若、彼連判之者及迷惑御当介雖在之、信州様ニ相離、他家之御奉公仕間敷事

一彼連判衆間ニ、自然讒人在之而、於及隔心者、其邪正相糺、於不実者、弥可申談事

これによれば、直茂による「数度之御芳恩」を条件とした勝茂への御用、勝茂による一門・重臣の政治的意向の採用・不採用にかかわらない勝茂に対する奉公の絶対性、一門・重臣（「連判衆」間での相互監察、「御家」への忠誠等が誓われている。「御家」と「他家」が並立的・対称的に捉られ、勝茂を通じた「御家」への絶対的帰属を、一門・重臣は謳っている。この起請文を文禄五年六月二一日に一門・重臣連署にて勝茂へ提出された起請文（先掲）と比較すれば次の諸点が指摘される。第一に高房に対する忠節の文言がなくなっていること、第二に「御家」觀念が明確に打ち出されていること、第三に文禄五年では直茂・勝茂に公儀忠勤を依頼し、その代償として、直茂・勝茂に奉公を誓うという、いわば限定的なものであったが、ここでは「自然無御承引候共、氣ニ懸不申、弥御奉公緩疎を存間敷支」あるいは「彼連判之者及迷惑、御当介雖在之、信州様ニ相離、他家之御奉公仕間敷事」と、絶対的な奉公が約されていること、第四の宛名人に対する敬称が「鍋島信濃守殿」より「加州様・信州様参」と、より丁寧な表現

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

に変化していること等が注目される。

高房は、この起請文が提出された翌慶長一二年三月三日、江戸屋敷にて内室を刺殺し、自害を図ったものの、それは未遂に終わった。竜造寺家の家督であるにもかかわらず、領国支配の実体から遊離していたことを悲嘆しての行爲であろう。同月二〇日、在江戸であったと思われる勝茂はこの件につき老中本多正信へ報告後、直茂へ「覚」を送付、「不慮」の事態すなわち高房死去の可能性があることを伝え、

一若不慮之儀も於有者、おとなしニ其元ノやうニ差下可申事

一若不慮之仕合も有之而、公儀に被仰出趣も可有之哉、其節御請之事

と申し添えている。「おとなしニ」という表現に竜造寺家の家督・高房の不慮の事故に対して、予測される家臣団の動揺への配慮が窺われ、高房死去後の「家督」問題について「公儀」よりの「仰出」に従う意向を表明している。秀忠近習として江戸詰で領国支配の実体から遊離していたとはいえ、高房は「御家」の家督なのである。しかも後に直茂が「此次、頼而四品之御位ニ可被仰付儀共候つれ共、今度之御仕合、被失御外聞」というように、従五位下より四位の官位が与えられることになっていた。高房の自殺未遂は秀忠近習という、公儀に対する「御家」としての役不履行Ⅱ不忠と観念されたと思われる。ともかく、その判断と「御家」の将来は全て「公儀に被仰出」にかかっていたのである。

直茂は七月二六日、高房の父政家宛に千数百字にのぼる書状を送っている。そのなかでまず「隆信様御戦死以来、御家相つき候様ニと、いろ／＼相なけき候へ共、親類され人よても、御家つくへき一言被相副人無之候て、誠不弁さんそくよて、今まで如此相續候事」と隆信戦死以来、「御家」相続に苦労したことを記すとして、以下八ヶ条に亘ってその経緯を述懐している。その内容はまさに公儀奉公と「御家」相続のいわば板ばさみを強調したものであった。特に高房の家督問題には次のようにある(二条、なお本稿一節参照)。豊臣秀吉が政家に対し奉公を免じた

時「既可相果御家」であつたこと、小早川隆景の斡旋にて「ちふさ(孔房)をくハへられ候」高房を家督としたこと、朝鮮侵略戦争の際、秀吉により「藤八良事、家督ニハ被仰付ましく候、国知行役等之儀ハ加賀守之被仰付候間、藤八郎事ハ、千石成共、五百石成共被下、家中ニ可被召置之由」として、高房より直茂への家督の変更と高房を「家中」にせよと命じられたこと、しかし、それにもかかわらず高房を「終ニ不相易主人ニ取持」ったこと、このため却つて「御奉公をもめしつつけられ候様と申分られざる難儀之躰とも筆紙ニ不得申上」と公儀奉公に難儀したこと等を直茂は述べている。このなかで注目されるのは、高房が政家の家督を継いだものの、朝鮮在陣中に秀吉が家督の変更を策定したことである。しかし、領国における一門・重臣層との関係でそれは実現せず公儀奉公を困難にしていた(二節(2)項参照)。そして今回の高房の自殺未遂をめぐつて、「今度之依御仕合、被失御外聞、御名字を被絶候所、さりとてハ御冥加さる御事共候」(五条)とし、「今度、藤八良殿御腹被召候儀、誰人ニ御あて被成候哉」(九条)と、感情的とも思われる表現を用いて高房の行動を、父政家に対し批難した。直茂にすれば、隆信戦死以後における「御家」存続の努力がいわば水泡に帰すとも認識していたことであろう。まさに、徳川政権の改易・転封等が推進された時期にあたっているのである。⁽⁶⁴⁾

高房は傷の悪化により九月六日、また政家もそのあとを追うように一ヶ月もたたない一〇月二日、相次いで死去した。ここに竜造寺氏の本家は断絶した。⁽⁶⁵⁾

註

(1)「九州治乱記」卷之三・四四四頁。「直茂公譜考補」五坤。

(2)「西郷記」(『諫江史料拾録』第一集所収)、「家晴公御代」(『長崎県史』史料編・第二所収)、『諫早市史』第一卷・二〇三―二一八頁。

近世初期大名の「御家」について

- (3) 「鍋島家文書」(『集成』三卷) 六号豊臣秀吉朱印状。
- (4) 「同右」 二号豊臣秀吉朱印状。
- (5) 「同右」 三号豊臣秀吉朱印状。
- (6) 「同右」 一三号豊臣秀吉朱印状。
- (7) 「同右」 一七号豊臣秀吉朱印状。
- (8) 「同右」 一八号豊臣秀吉朱印状。
- (9) (10) 「藤竜家譜」 四。
- (11) 「藤竜家譜」 四、「直茂公譜」 第五、「直茂公譜考補」 五坤。天正一六年一月二八日付、羽柴肥前侍従政家より竜造寺飛驒守宛。
- (12) 「藤竜家譜」 四、「直茂公譜」 第五、「直茂公譜考補」 五坤。
- (13) 「直茂公譜考補」 五坤。
- (14) 「直茂公譜」 第五、「直茂公譜考補」 五坤。
- (15) (16) 「藤竜家譜」 四、「直茂公譜」 第五、「直茂公譜考補」 五坤。
- (17) 「肥前国竜造寺藤八郎知行割之事」(『諫江史料拾録』第一集)。
- (18) なお、この朱印状の分析については前掲「佐賀藩の総合研究」二二〇・五一・七二四頁および前掲拙稿「佐賀藩における近世家臣団の創出過程」五九頁参照。竜造寺家臣中、直茂が最高の知行高(四四、五〇〇石)を占め、勝茂の知行高(九、〇〇〇石)を合わせた合計知行高(五三、五〇〇石)が、高房・政家の合計知行高(三五、〇〇〇石)を上回っている。
- (19) 「民部大輔いんきよ分」^(政家 隠居)として佐賀郡内に五、〇〇〇石が与えられている。
- (20) なお、秀吉により正式に隠居および軍役免除が命じられたのは二月のことである(「竜造寺家文書」へ『集成』三卷)二〇三号豊臣秀吉朱印状)。
- (21) 「直茂公譜考補」 六。
- (22) 「武雄鍋島家文書」(『集成』六卷)三八号豊臣秀吉朱印状、「領知方目録」(『諫江史料拾録』第一集所収)、「家晴公御代」

- (1) 「長崎県史」史料編・第二所収、前掲『佐賀藩の総合研究』二二一～二二二頁。
- (23) 「鍋島家文書」(『集成』三卷)三〇号高麗陣立書、「直茂公譜」第六、「直茂公譜考補」六。
- (24) 後藤家信・竜造寺長信・同信周・同家晴・神代家良・鍋島直茂および竜造寺伊勢松(勝茂)等、高房宛朱印状において、直接に名前・知行高・所付が記載される家臣を指す。
- (25) 前掲『佐賀藩の総合研究』二二五頁。
- (26) 「葉隠」(相良亨他校注『三河物語・葉隠』(岩波書店、一九七四年)聞書三―三六。
- (27) 「坊所鍋島家文書」(『集成』一三卷)七五八号鍋島直茂願文。
- (28) 「成富家譜」全。
- (29) 前掲拙稿「佐賀藩における近世家臣団の創出過程」。
- (30) 「田尻家文書」(『集成』七卷)二三八号鍋島直茂書状。
- (31) 「藤竜家譜」四、「直茂公譜」第五、「直茂公譜考補」五坤。
- (32) 「勝茂公譜考補」一。
- (33) 「佐賀県史」上巻六五九頁、前掲『佐賀藩の総合研究』二二五頁。
- (34) 「多久家文書」(『集成』一〇卷)「多久家有之候御書物写」一、七三号竜造寺周光等一五名連署起請文前書案。竜造寺信周・鍋島信房・竜造寺安順・倉町家俊・犬塚茂虎・出雲茂可・神代家良・鍋島家俊・姉川房安・内田茂勝・竜造寺房秀・同茂成・同信昭・後藤家信・竜造寺家晴より鍋島勝茂宛。
- (35) 「武雄鍋島家文書」(『集成』六卷)三〇号鍋島直茂書状。後藤家信・竜造寺家晴宛書状。
- (36) 「同右」三一号鍋島清茂^{茂勝}書状。竜造寺茂綱宛。
- (37) 前掲『佐賀藩の総合研究』二二七頁。
- (38) 「御家」の先祖としての竜造寺隆信の法要は、この時期毎年、直茂が隆信の菩提を弔うため天正一六年に建立した佐賀・宗竜寺において、「長老」(国元の竜造寺一門・重臣と思われる)層が実施し、直茂はそれに布施を与える(「坊所鍋島家文書」へ『集成』一卷)一七号鍋島直茂書状。慶長五年カ二月九日付。鍋島房茂・同茂里・同生三等宛。
- (39) 「鍋島家文書」(『集成』三卷)一〇九号豊臣秀吉朱印状。

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

- (40) 慶長四年の「目安」によれば、「加賀守・信濃守在京料」一万石・家臣団在京三組の費用八一、六九三石が計上され(城島正祥「慶長・元和期の佐賀藩財政」〈同『佐賀藩の制度と財政』(文献出版・一九八〇年)所収)、鍋島氏が家臣団として京都に駐屯していたことが知られる。
- (41) 「覚」(「直茂公御書其外写」、慶長四年正月二十七日条)。
- (42) (43) 「直茂公譜」第一〇、「直茂公譜考補」一〇、「勝茂公御年譜」二、「勝茂公譜考補」二、前掲『佐賀藩の総合研究』二二九頁、前掲拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」二二三頁。
- (44) 梶原良則「幕藩体制成立期佐賀藩の一側面」(丸山雍成編『幕藩体制の新研究』(文献出版、一九八二年)所収)。
- (45) (47) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (48) 慶長八年八月三日、竜造寺高房は円光寺元估宛に「今度加賀守・信濃守存分を以、家督之儀、至我等被仰候様と、貴老様迄被申上ニ付而、御証之通御懇ニ被仰聞、本望奉存候」(「竜造寺高房書状」(「勝茂公譜考補」三乾所収)との書状を送付しており、高房の家督をめぐり、鍋島氏と円光寺元估との交渉があったことが窺われる。
- (49) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (50) 「五番御掛硯誓詞書写」一(『集成』二四卷)五二号鍋島直茂起請文前書案。これには日付・宛名人の記載がないものの、文意から推測して、家康より高房に対する江戸話の上意があった慶長六年六月以降に、竜造寺一門・重臣に宛てたものと考ええる。
- (51) 「大塚家文書」(『集成』二〇卷)三〇号鍋島直茂書状。
- (52) (53) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (54) 「東照宮御実紀」卷九、慶長九年八月是月条
- (55) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (56) 「勝茂公譜考補」三乾、「有田家文書」(『集成』一四卷)八号鍋島勝茂書状、「坊所鍋島家文書」(『集成』一二卷)五七二・五七四号鍋島忠茂書状。
- (57) 丸山雍成「参勤交代制の研究(三)——九州諸藩を中心として(2)——」(『史淵』一一五五輯、一九七八年)。
- (58) 「勝茂公御年譜」三、「勝茂公譜考補」三乾。

(59) 「五番御掛硯誓詞書写」一（『集成』二四卷）五一号鍋島忠茂等十二名連署起請文前書案。鍋島忠茂・竜造寺家晴・同直孝・同茂綱・神代家良・久納茂俊・成富茂安・鍋島茂忠・同生三・同茂里・竜造寺信昭・同家久より鍋島直茂・勝茂宛。

(60) 「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）二六八号鍋島勝茂書狀。この書狀は年欠であるものの、①「高松駿州此中御煩様子之事」（一条）、「御煩御快氣有間敷由、道三被申候、又我等見及之事」（四条）と高房の回復し難い「御煩」が伝えられていること、②日付が三月二〇日で、高房が事件を起した一七日後にあたることにより、この「御煩」とは自殺未遂による傷を指すと考えられ、本書狀は慶長一二年三月二〇日付と確定できよう。

(61) 「多久家文書」（『集成』一〇卷）一号鍋島直茂書狀。竜造寺政家宛。慶長一二年七月二六日付。

(62) 註（60）に同じ。

(63) 註（61）に同じ。

(64) 藤野保、『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）付録1・近世大名改易一覽、付録2・近世大名転封一覽。

(65) 「勝茂公御年譜」三。

四 「御家」と「親類」

高房の葬儀について「高房駿河殿葬之儀、いう、可申付候哉、（竜造寺安順）与平・主水へ談合候て爰元_よて目_よに立候ハぬやう_よに可被相調候_一」と、直茂は、竜造寺安順および鍋島茂里に相談し執り行なうよう、鍋島生三に指示を与えた。安順は隆信の弟長信の子で竜造寺一門である。一方、茂里は石井氏の出身で勝茂誕生以前に直茂の養子となったことがあり、直茂の信頼が厚った。生三は直茂の祖父鍋島清久の長男清泰の子清虎の三男で、肥前東部神埼郡の旧族・姉川氏の養子となっていた。⁽²⁾茂里・生三とも鍋島氏一門である。特に生三は、慶長・元和期、直茂・勝茂のもとで側近政治を展開した人物である。⁽³⁾家督者・高房の不慮の死去に対する家臣団の動揺を憂慮した直茂の指示であった。

近世初期大名の「御家」について

徳川政権の今度の事件に対する措置は寛大であつた。竜造寺本家断絶による家督問題について、竜造寺家晴（諫早・同安順（多久）・同信昭（須古）等の竜造寺一門を江戸へ呼び寄せ意見を聴取した。三人は竜造寺氏と鍋島氏との血縁関係、直茂の功績による竜造寺家存続の経緯を述べ、直茂が家督を継ぐべきところ高齢のため、勝茂への相続を上申、それが徳川氏より承認されたといふ。⁽⁴⁾ その背景には鍋島父子および円光寺元倍等による政治工作もあつたであろう。高房は死去したもののその遺子伯庵が存在しており、家督の筆頭相続権は伯庵にこそあつたと考えられるからである。しかしそれは実現しなかつた。伯庵はその後、寛永一年に至つて幕府に対し竜造寺家再興の訴訟を起し、その後同一二年・一七年・一九年と自らの正当性を主張し、訴訟を繰り返したが、幕府は悉く却下している。⁽⁵⁾ 鍋島氏による竜造寺家の家督相続は、むしろ公儀権力としての幕府自らの企図した政治的措置であつたといえよう。それはかつて秀吉が朝鮮侵略戦争時に、高房の家督剥奪、鍋島「家中」へ組み入れを画策したことと相通じるものがあつた。豊臣氏・徳川氏ともに、公儀権力の立場として求めたのは、正当ではあるものの形式的な「家督」の存続ではなく、自らが希求した近世的秩序形勢に忠実に対応しうる「強力」⁽⁶⁾ 近世大名の創出であつた。竜造寺佐賀藩から鍋島佐賀藩への交代は、右のような歴史的意義を有すると評価できよう。

竜造寺一門は本家の断絶、実質的な鍋島政権の樹立により、本姓・竜造寺の改姓を余儀なくされた。例えば竜造寺安順は慶長一三年三月の駿府城普請に際し普請方を勤め、この時、竜造寺より多久（知行地の存在地域名）に改姓した。⁽⁶⁾ このほか政家の弟でいわば竜造寺家の本家格となつた竜造寺安良は村田氏、竜造寺直孝は諫早氏、竜造寺茂周は須古氏を経て鍋島氏（須古鍋島）、後藤茂綱も武雄氏を経て鍋島氏（武雄鍋島）へとそれぞれ改姓しているのである。

家督相続後、勝茂は鍋島生三・石井茂利・同茂清、三浦賢純を中心に側近政治を展開するが、一方で多久（安順）・諫早（直孝）・須古（信昭）・武雄（茂綱）の竜造寺四家を佐賀へ集め、家老として政治運営の協力をもとめねばなら

なかった。むしろ、慶長一三年四月、鍋島生三・同茂里・同茂賢・神代家良等の鍋島一門、久納茂俊・成富茂安等の竜造寺隆信時代以来の譜代・外様衆で生三の側近政治を助け協力したメンバーとともに、諫早直孝・須古信昭・多久安順・武雄茂綱等の竜造寺四家が連署して、「親類中、以来在佐嘉にて、御家之儀諸事可致氣遣事」との起請文を提出したことに示される如く、鍋島政権はこれまで述べてきた政治過程に規定され、その成立当初より竜造寺一門（＝四家）との連合政権の性格を有するものであったといえよう。

翌慶長一四年八月八日、竜造寺四家が鍋島茂里との連署にて提出した直茂・勝茂宛誓詞は、「今度被差出向後之所迄、別而御熟ニ被成御意、剩過分之銀子被作拝領、段々被仰聞候趣、於己来何様忘却不仕五人致順熟、身命之限信洲様御用ニ可羅立候事」（二条）を前提として、「御家御為可罷成儀者可申上之由、右誓紙を以相澄申候間、新數不及申上平生之儀も御為ニ不罷成と存寄儀候者、無用捨可申出由御意候間、聊不及斟酌、何様可立御用覚悟候事」（一〇条）ことを約したもので、その基調は、鍋島・竜造寺両氏連合による「御家」運営であった。因らずも茂里は翌一五年八月死去したが、その基調に変化はなく、鍋島氏による竜造寺四家への「談合」が政治運営の原則となっていた。例えば慶長二〇年の幕令・一国一城令に対し、勝茂は生三に、城割の決定を直茂へ報告し、諫早直孝・須古信昭に「談合」するとともに、具体的な進行状況については多久安順を通じて上申せよと申し渡している。また慶長一九年と思われる生三宛の勝茂書状では、蔵入財政の窮乏につき家中召上（出米）をめぐり、「当毛にて家中より返納候事、心遣尤ニ存候借銀過分之事候条、七部申付度候へ共、家中相続間敷と存候条、五部無未進相調候様ニ、今より長門・右近・主殿殿へ談合候て可召置候」と多久・諫早・武雄各氏への談合を命じている。さらにこの財政問題をめぐっては、元和六年、藩借銀返納について「借銀返納之儀、此地にて長門・主殿へ」とくと談合申、三拾六万石ニ割付」とし、現銀合わせ二、六〇〇貫の返済法を指示しているが、やはり多久・武雄各氏への談合を申し渡している。このように幕令への対応・大名財政等、政治運営上、重要な案件については竜造寺四家の同意を得ることが

近世初期大名の「御家」について

必要であつたと理解される。連合政權と規定する所以である。

ところで、竜造寺四家はこの藩政成立期、「親類」と呼称されていた。

(年不詳一月二七日)

一 江戸御普請ニ付、從加州、普請衆並奉行之儀被申越候由承候、急相觸候て可差登候、今度々中監・諸惣左可申付之由候哉、此もの共ノ上ニ親類衆一人、何れニ御越候ハてハと存候条、与兵衛殿・市兵衛殿間ニ一人、其元談合次第ニ被相越候様ニ可然存候⁽¹⁶⁾(後略)

これは江戸普請に関する生三宛勝茂書状であるが、多久・須古両氏が「親類衆」であつたことが知られる。

このように理解すれば、大名財政・公儀普請あるいは領内支配の要である郡代の任免等、重要かつ広範な政治運営に「親類」、すなわち竜造寺四家が、鍋島氏より「談合」をうけるという形態でかわつていたことが知られる。具体的には次の史料の如くである。

(年不詳五月六日)

一 書申遣候、爰元逗留申ニ付而、諸事入目多候て何共迷惑申候、其二付而、親類中為談合、書立を以、下左馬助差下候、可然様ニ談合尤候、随而藏入當檢見其外用所之儀、一ツ書よて申遣候、無緩可被申付事肝用ニ候、悉皆左馬助可申候、恐く謹言⁽¹⁷⁾

(元和五年四月一日)

一 中国へ石場之儀ニ付、石尾右馬助從其元被相越候處、石場被相渡、色く被入念候間、狀を以、萩年寄中へ爲札書音申可然之由、親類中より被申越尤存候、今度宗瑞^(毛利輝元)へ端午之御祝儀申入ニ付而、右之御札も書載候、同年寄中へも書音申候間、此書立のことく遺物相調、親類中談合候て、慥なる使者可被申付候⁽¹⁸⁾

(元和五年三月九日)

一 神埼郡代之儀、親類中談合候て、鍋嶋隼人助^(茂貞)へ被申渡之由、得其意候⁽¹⁹⁾

そして、「親類談合」による初期政治形態は、「其元早々罷着、加州御二所への御用、又親類へ一ツ書、口上之趣、細碎申達、銘々親類中加判之書状并此方より一ツ書ニ点合候て被差登、いづれも得其意候⁽²⁰⁾」のように、「親類中加判」に特徴的である。これは先掲の慶長一四年八月八日付誓詞にて、諫早直孝・須古信昭・武雄茂綱・多久安順等の竜造寺一門四家が、鍋島茂里ともに自らを「加判之者」と称したこと付合する。すなわち、初期鍋島政権は、鍋島氏による「御家」相続に伴い、竜造寺を改姓し改めて「親類」と位置づけられた竜造寺四家⁽²¹⁾「加判之者」への「談合」を基調とした連合政権の性格を有するものであったといえよう。

したがって、その権力自体は必ずしも鍋島氏が圧倒的優位に立つ絶対的なものではなく、不安定な要素⁽²²⁾矛盾を多分に内包するものであった。それは、例えば慶長一七年四月鍋島一門の神代家良⁽²³⁾が生三に提出した「世上如何躰致転変、萬一、至信州・三平様^(鍋島茂里)、御親類・御家中不義を被存候共、大炊助事不致同意、御用ニ可罷立旨、不淺相部候事」という文言に始まる起請文⁽²⁴⁾に示されている。「親類」「家中」が君主(藩主)に対し「不義」をはたらくという認識は、起請文特有の誤張された常套の表現ともとれるが、むしろこの時期における鍋島佐賀藩の政治状況・家臣団の存在形態の実状を如実に反映したものと考えるべきであろう。大坂夏の陣の翌元和二年、高房の弟で竜造寺家の本家格にあたる村田安良・同忠次は、勝茂宛起請文で次のように誓約している。

(元和二年二月一日三日)

一至 加州様・信州様ニ、爲村田八助無心^(二脱カ)・野心・邪儀・表裏、御用ニ可罷立由、先年数ヶ條御神文を以、申上候儀ニ、令忘⁽⁴⁾脚不申候事

一 今度再御批判御座候由承候、大坂御取詰之刻、城中⁽¹⁾ 信州様被成御内通候通、八助申候と御沙汰有之由、夢、毛頭不存儀候事

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

一不寄御親類衆・御家中ニ、至 信州様・邪儀を企、八助・源四郎と同心ニ被申懸候共、勿論、同意不申、其趣有躰可申上候付、直茂様・勝茂様・三平殿（密）いふ躰ニ御密談之儀被成、御入魂候共、我々として、親類中之儀ハ不及申、誰人ニも一切口外申間敷之事

安良が先に提出した「神文」とは、高房が死去した翌慶長一三年四月四日、直茂・勝茂宛に差し出した起請文のことである。これにもかかわらず、大坂夏の陣に際し勝茂が大坂方へ内通したと安良が申し触れたというのである。

安良は「夢々毛頭不存」と否定した。その上で、勝茂に対する親類・家中の邪儀には加担せず、直茂・勝茂・元茂からの密談は一切口外しないと約している。この起請文は①勝茂に豊臣方内通の可能性があったこと、少なくともこのように認識する家臣が存在したこと、②勝茂と安良の間に矛盾関係が介在していたこと、またそのように認識する家臣があったこと等をうかがわせる。むしろ大坂の陣を契機に、かかる鍋島氏および家臣層の間の複雑な対立的契機が表面化したと捉えるべきであろう。

また、竜造寺四家も元和四年閏三月五日、次のような起請文²⁴を記している。

（元和四年閏三月五日）

覚

一我々申上所御同心無御座候共、乍勿論、氣ニ懸不申、何様ニも 信州様御存分俣ニ相極申、何とぞ御機嫌不相損様ニ可致氣遣事、

一於己来も、何様、雅意之儀を仕間敷覚悟ニ候事、

一如何躰ニ氣ニ懸申儀御座候とも、加州様（密）数年之御芳恩、信州様御為を存知、随分堪忍可仕事、

これにより、竜造寺四家の意向に勝茂が「同心」しない場合があったこと、逆に竜造寺四家が勝茂に対し「雅意」を申し立てる可能性があったこと、つまり、両者間に少なからず緊張関係が介在していたことが知られる。

竜造寺四家がこの起請文を提出した三ヶ月後、竜造寺隆信時代以来、竜造寺領国経営に意を尽くし、公儀権力を後盾として鍋島政権を樹立した鍋島直茂が死亡した。⁽²⁵⁾直茂は、生前勝茂に「我等十三年忌迄、国を治め、見候へ」と述べたといわれる。直茂をして「私の一三回忌まで国を治めてみよ。治められるか」と言わしめたのは、公儀権力への対応・配慮という対外的問題のほかに、以上論じてきたような竜造寺一門Ⅱ「親類」を初めとする家臣団との緊張関係という対内的問題にあったと思われる。直茂の二五回忌に際し勝茂は、「此（直茂の）一言大事に存、大き成荷に成、昼夜心を尽し、国を治め候事のみ苦勞申候処、十三年も過、今廿五年迄無別条大慶無此上」⁽²⁷⁾と語ったという。

このように、鍋島政権（佐賀藩）はその成立過程に規定され、当初より内部に鍋島氏と竜造寺一門・家臣との矛盾・緊張関係を内包する連合政権の性格を有していた。しかし、それが一個の政治集団・権力体（いわば藩「国家」）を形成し得たのは、近世的な「御家」觀念の成立に求められよう。公儀権力が成立する以前の戦国時代であれば、竜造寺領は武力による鍋島氏の下剋上ないし鍋島氏の独立という歴史過程を仙った可能性もあろう。それが、いわば鍋島氏による「静かなる下剋上」に結果したのは、公儀権力の出現、それへの接触による、家臣団の帰属集団としての「御家」觀念の急速な形成にあったと考えられる。もはや戦国期の如く在地領主による有力大名間での離合―集散という運動形態はなくなり、「御家」への帰属を前提として自らの存立が保障される政治体制（幕藩制）が形成されつつあったのである。

元和七年、度重なる公儀普請により銀二、六〇〇貫目の借銀を抱えていた大名財政を補填するため、竜造寺四家が知行地の三部（三〇％）上地を鍋島氏に対し申請したが、それは自らの存立基盤たるところの「鍋島家」Ⅱ「御家」（Ⅱ佐賀藩）の存続が、「親類」としての竜造寺四家にとっても切迫した問題であったからである。⁽²⁸⁾

かかる「御家」觀念について、鍋島氏はそれを「竜造寺家」より「鍋島家」へと連続・同化させ、正当化する必

近世初期大名の「御家」について

要があった。この点をめぐり、直茂の教訓を勝茂が次期藩主光茂²⁹に伝えたとされる「直茂公御咄之趣勝茂公御書取
ニ而光茂公江被進候教訓之写」³⁰（全九ヶ条）には、次の一文（六条）がある。

一家の風儀の替り不申様兼而心懸可申よし御申被成候 我等申候は、家の風儀の替り不申様には如何可仕哉と御
尋申上候得は、被仰聞候は、家の古と云は数代相続致したるを申にて無之候、先祖の仕置を子孫不相替守り
つづきたるか家の古きと可存候、たとへハ其方のいつりやふ上下の着やふ髪³¹の結やふなりふり万端田舎風をか
へ不申、仕置も昔々下の能合点致したる事か家の風儀と心得可申候、能事も新らしき事ハ下々うけかひ不申も
のにて候、毎物にせくさらかしたらハ見苦敷寛候、平生心の決定せずうつろひやすきものか似せたかり候、不
頼母敷心底の由御申被成候

すなわち、直茂は①「家の風儀」の不变を主張し、②「家の古」とは、相続代数の多少ではなく「先祖よりの仕置」
を旧守していることを指すという。さらに③「下」（家臣団および領民を指すと思われる）への説論ないし「下」から
の支持を得ることが「家の風儀」と述べている。注目すべきことは、「先祖よりの仕置」を重視しながらも「家の古」
が相続代数に拠らないとしていることである。これは竜造寺氏より鍋島氏への領主権すなわち「御家」の交代とい
う歴史過程に対する、鍋島氏による正当化の論理と捉えることが可能であろう。しかも家臣団・領民への説論の重
視は鍋島権力の連合政権の性格に由来するものと考えられる。ここには、鍋島佐賀藩における「御家」観念が象徴
的に具現しているのである。

註

（1）「坊所鍋島家文書」（『集成』一一卷）五〇号鍋島直茂書状。二五日付。鍋島生三宛。この書状は年月欠であるが、高房
の葬儀内容に関するものである。したがって高房が死去した直後にあたる慶長二二年九月二五日付と考えられる。

- (2) 「周防家系図」(「御家老系図」所収)、『集成』一一卷、一―三頁。
- (3) 前掲『佐賀藩の総合研究』四八一―七頁。
- (4) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (5) 「勝茂公譜考補」四・一〇上、「竜造寺伯庵事記」。
- (6) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (7) 註(3)に同じ。
- (8) 鍋島茂里の弟(石井信忠二男)で国人領主深堀家の養子となる(「深堀家系」(「御家老系図」所収)、鍋島藩深堀史料集
成』四三五頁、「深堀茂宅由緒」。
- (9) 直茂の弟小川信俊の三男で神代家を相続(「神代家系図」(「御親類系図」所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」)。
- (10) 前掲『佐賀藩の総合研究』四八五―六頁。
- (11) 「直茂公譜考補」一〇。
- (12) 「茂里譜」、「鍋島主水家系図」(「御家老系図」所収)。
- (13) 「坊所鍋島家文書」(『集成』一一卷)三八三号鍋島勝茂書状、七月三日条。
- (14) 「同右」三六二号鍋島勝茂書状。六月二〇日条。
- (15) 「有田家文書」(『集成』一四卷)二三号鍋島勝茂書状。有田茂成宛。
- (16) 「坊所鍋島家文書」(『集成』一一卷)一六七号鍋島勝茂書状。生三宛。
- (17) 「同右」(『集成』一二卷)四五〇号鍋島勝茂書状。生三宛。
- (18) 「同右」(『集成』一二卷)四四〇号鍋島勝茂書状。生三宛。
- (19) 「同右」(『集成』一二卷)四四一號鍋島勝茂書状。生三宛。
- (20) 「石井家文書」(『集成』一九卷)一九号鍋島勝茂書状。石井茂清宛。
- (21) 「五番御掛硯誓詞写」二(『集成』二四卷)六八号神代家良起請文前書案。
- (22) 「同右」一(「同右」二四卷)五七号村田八助同源四郎連署起請文前書案。
- (23) 「同右」二(「同右」二四卷)五九号龍造寺信清良安起請文前書案。

近世初期大名の「御家」について

近世初期大名の「御家」について

(24) 「同右」二(『集成』二四卷) 一〇七号諫早直孝外三名連署覚書案。鍋島伊豆守・東嶋市介宛。

(25) 「直茂公譜」第一〇、「直茂公譜考補」一一。

(26) (27) 「葉隠」聞書四一七二。

(28) 前掲拙稿「成立期佐賀藩における家臣団編成の原理と構造」三八〜九頁。

(29) 勝茂の嫡男忠直が寛永三年早世したため、その子光茂が次期藩主(明暦三〜元禄八年)となる。

(30) 鍋島家文庫所収。なお、近藤斉『近世以降武家家訓の研究』(風間書房、一九七五年)一〇一〜四頁および一一九〜四

〇頁参照。

おわりに

本来、近世大名家を意味する「御家」とはその家政的機構であった。この意味でその起源は戦国大名に求められよう。すでにみたような戦国期竜造寺領においても「御家」は成立していた。それが近世的な「御家」観念として統治・支配・組織の原理となった、最も主要な契機は、公儀権力との接触であったと思われる。その当初(天正期後半)、有力家臣は公儀権力(上級権力)へ直接結びつく政治的・権力的欲求さえ持っていたが、それは否定された。公儀権力は近世的な秩序の形成・軍役遂行に忠実に対応する近世大名を求めていた。国人・在地領主層が有力大名の麾下で軍役を負担することにより初めて自らの存立が保障される政治体制(幕藩制)が形成されていたのである。ここに家督者を抽象化し奉公の対象とした「御家」観念が、いわば上から創出されたのである。そしてこれを正当化するため、幕府は『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』等を作成して家督の連続性を強調し、大名は「家訓」を創作した。一方、家臣の在地性の拂払による知行地を基盤とした自立性の否定、すなわち兵農分離は自らの帰属集団としての「御家」観念を広く定着させていったと思われる。竜造寺・鍋島佐賀藩の分析により、近世的「御家」観念の成立についておおよそ以上のような整理が可能であろう。

しかし、同藩の特異な歴史過程である「御家」の交代は、旧領主一門を「親類」として位置づけた。本来、「親類」間交渉は対等・平等が原則といわれる。¹⁾鍋島氏と竜造寺一門にも、擬制的な「親類」関係とはいうものの、そのような性格が認められる。鍋島政権はかかる意味において当主＝鍋島氏と親類＝竜造寺一門からなる連合政権であった。その前提は「親類」が領国内に万石以上の「私領」＝知行地を有する「領主」であったことである。引用書状のなかで、しばしば「親類」が「家中」とは別に並記される如く、「親類」は「御家」の「家中」とは断じきれない、あるいはそれに包括されえない性格を有していたといえよう。そして、このことは、鍋島佐賀藩体制を政治構造・領国構造（知行制）等の諸側面で近世期を通じ特色づけるものであったのである。²⁾

註

(1) 『国史大辞典』第七卷（吉川弘文館、一九八六年）の「親類」の項。

(2) 拙稿「佐賀藩における政治思想と政治形態」（『九州文化史研究所紀要』三三二号、一九八七年）、前掲拙稿「幕末期における佐賀藩家臣団の構造」参照。

〈付記〉

本稿を成すにあたっては、とくに藤野保氏の研究成果に多大の恩恵を被った。また柴多一雄氏からは貴重なご教示を賜った。記して感謝の意を表します。